

第 5 回

札幌市ユニバーサル推進検討委員会

議 事 録

日 時：2024年12月17日（火）午後6時開会
場 所：TKPガーデンシティPREMIUM札幌大通
カンファレンスルーム7B

1. 開 会

○梶井座長 それでは、第5回札幌市ユニバーサル推進検討委員会を始めたいと思います。

皆様と議論をする最後の機会になるかと思えますけれども、いつものように活発なご意見をいただければと思います。

まず、事務局から本日の出席状況と配付資料の確認をお願いいたします。

○事務局（松原推進担当課長） まず、本日の出席状況でございます。

本日は、浅香委員から所用のためにご欠席とのご連絡を受けております。それから、山口委員はオンラインでご出席をいただいております。相内委員、北原委員、柳谷委員が到着されておりませんが、いずれにいたしましても委員の半数以上が出席しておりますので、本日の会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

次に、本日の会議資料について確認させていただきます。

お手元の資料をご覧くださいと思います。

一番上がございますのが本日の次第になります。次に、委員一覧、札幌市役所出席者一覧、座席表と続きます。続きまして、資料1「パブリックコメントの実施結果について」、資料2「オープンハウスの開催結果について②」、資料3「関係附属機関等における主な意見について②」、資料4「パブリックコメント資料（抜粋・修正版）」、資料5「ユニバーサル関係施策・事業の進捗状況（2023年度実績）」となります。

以上が本日の会議資料となります。

不足等がありましたら、お声がけいただければと思います。

○梶井座長 ありがとうございます。

皆様、お手元に資料はおそろいでしょうか。

議事に入ります前に、いつものとおりでございますが、ご発言の前にはお名前を言っていただきたいと思えます。

また、本日は、傍聴の方もお寒い中をお集まりいただきましてありがとうございます。報道の方におかれましては、これ以降の写真撮影はご遠慮いただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

2. 議 事

○梶井座長 それでは、次第の順番に進めていきたいと思えます。

（2）資料説明・意見交換①ということで、資料説明の後、意見交換となります。

（仮称）札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例をつくっていく上で、事務局のほうで多様なご意見を集めてくださっております、その結果の報告になろうかと思えます。

それでは、事務局より資料1から資料4のご説明をお願いいたします。

○事務局（松原推進担当課長） 8月に開催いたしました前回の委員会におきまして、事

事務局から条例の素案等をご提示させていただき、委員の皆様から様々なご意見を頂戴したところでございます。

その後、ただいま座長からもお話がありましたとおり、事務局におきましては、パブリックコメント、それから、パネル展でありますオープンハウス、関係附属機関や中・高・大学生との意見交換など、様々な機会を通して本条例等に関するご意見を伺ってまいりました。

本日は、まず、これらの意見聴取の結果からご報告させていただき、その後、現時点での条例素案の修正案についてもお示しさせていただきたいと思っております。

それでは、資料1「パブリックコメントの実施結果について」をご覧いただきたいと思っております。

冒頭に記載のとおり、パブリックコメントは、条例の素案につきまして市民などから広くご意見を募集することを目的として実施したところでございます。

まず、1の「パブリックコメントの実施概要」でございます。

パブリックコメントは、10月31日から11月29日までを意見募集期間といたしまして、市公式ホームページの意見入力フォーム等からご意見を提出いただく形で実施いたしました。

2の「パブリックコメントにおける意見の内訳」でございます。

意見提出者数は合計1,014人となりました。(1)の年代別に見ますと、意見提出者は40代から60代までが全体の7割を占めている状況でございます。また、(3)の所在地別ですと、市内が590人、市外が327人、記入なしの不明が97人という状況でございます。現在、いただいたご意見の整理を進めておりまして、あくまで暫定値にはなりますけれども、(4)に記載のとおり、ご意見数は2,068件となっております。

次のページに移りまして、3の主な意見になります。

なお、こちらには、各意見の原文の趣旨をそのまま要約し、その一部を記載しておりますので、ご理解いただければと思います。また、主な意見ごとに分類の上、同様の意見が複数ある場合には意見数を記載しております。

時間の関係上、全てをご紹介することはできませんけれども、「(1)条例素案全体に関する意見」でいきますと、例えば、「③本条例は社会の混乱、分断等につながる懸念がある」、「⑤本条例は北海道開拓の歴史と文化を軽視しており、札幌のアイデンティティを損なうおそれがある」、「⑦障がいのある方、高齢者、外国人、性的マイノリティ、アイヌ民族などの全てを一括りにした条例は不要」、「⑩施策・事業については、最適な指標を設定するなど、進捗管理を適切に実施してほしい」、「⑪基本的人権を強調して札幌の現状に合わせて保障する点を支持する、共生社会の定義が明確であり評価できる」といったご意見がございました。

続いて、「(2)基本的な考え方に関する意見」の「ア 多様性を尊重したまちづくりについて」は、例えば、「①本条例は特定の価値観を押しつけ、市民の多様性を否定する

ものである」、「④多様性の尊重については、差別の構造（どうして起きてしまうのか）について、丁寧に啓発していくことも重要、共感という相手への理解だけでなく、構造的な問題を理解することも進めてほしい」といったご意見がございました。

「イ 包摂的なまちづくりについて」では、例えば、「①包摂的を全ての人を排除せず取り残さないさまと定義しているが、市民を守るためには排除せざるを得ない人たちが存在するため、包摂性、包摂的という言葉は削除すべき」、「②包摂的なまちづくりについて説明する際、社会モデルの考え方と医学モデルの考え方の違いについて述べられているのは、市としてこれからのまちづくりを市民に知ってもらうためには重要な説明であり、もう少し強調してもいいと思う」といったご意見がございました。

続いて、「（３）前文・定義に関する意見」の「ア 前文」についての意見では、例えば、「①『誰もが』ではなく、対象を市民や日本国民とすべき」、「③生きづらさを感じる方が多くいることはどのように確認したのか、また、その理由が他者の個性や能力に対する理解が十分でないことなどの社会における様々な障壁であることはどのように確認したか」といったご意見がございました。

「イ 定義についてのご意見」では、「②市民の定義について、悪用される懸念などがあり、市民でない者等を条例上市民とすべきではない」、「③差別や偏見に関する定義がないため明確にしてほしい」といったご意見がございました。

「（４）基本理念及び市民・事業者の役割に関する意見」では、「①基本理念に反対」、「②理念条例としながら、市民や事業者に役割として努力義務を課すことに反対」といったご意見がございました。

続きまして、「（５）基本的施策に関する意見」です。

まず、「ア 障がい関係」では、「①バリアフリー化などはこれまでも実施されてきていると思う、本条例により初めて実現可能な施策はあるのか」、「③障害者差別禁止法の理解が進んでいないため、企業向けに正しい理解を深める政策が必要」といったご意見がございました。

「イ 性別関係」では、「①社会から孤立し、不安や悩みを抱える女性への支援について、男性も同様に支援が必要な場合があるため、支援は性別に関係なく、孤立や不安を抱える全ての人々に対して行われるべき」、「⑤性的マイノリティを扱う教育の推進に反対」、「⑥性被害の増加等のおそれがあり、性的マイノリティとの共生に懸念がある」といったご意見がございました。

「ウ 子ども関係」では、例えば、「②子どもの権利への理解が63.8%とのことであるが、子どもの権利を理解した安定した社会は、健全な家庭学校との連携の中で育まれる」、「⑥特定の価値観を一方向的に教えることは、子どもたちの視野を狭める等の危険がある、教育は多様な価値観に触れるものとし、自ら考える力を育むべきである」といったご意見がございました。

「エ 国籍関係」では、例えば、「⑤外国人の受入れによる治安の悪化や、イスラム教

徒による土葬問題など、様々な懸念がある」、「⑥外国人に対しては、日本の文化や慣習等を尊重してもらふべき」、「⑨日本の暮らし、文化及び伝統を守ることを優先すべき」といったご意見がございました。

「オ 民族関係」では、例えば、「②アイヌ民族への理解が89%となっていることから、アイヌ民族に対するこれ以上の配慮・支援は不要」、「③共生社会の実現には、差別や偏見をなくすための具体的な対策が必要。北海道アイヌ生活実態調査では、SNSでの差別が増加していることが明らかになった。自治体は理念だけでなく、実効性のある対策を講じるべきである」といったご意見がございました。

「カ その他の施策について」は、「②生きづらさを抱える市民に対する支援サービスが存在するが、周知が不足しているため、利用できない人が多い。サービスの周知を強化すべき」、「④その他共生社会の実現に向けて必要な政策のその他が不透明であり、削除すべき」といったご意見がございました。

続きまして、「(6) 財政上の措置、附属機関の設置等に関する意見」でございます。

「ア 財政上の措置について」は、「①本条例に関するものではなく別の事業に予算を使うべき」、「④本条例は永続的に財政支出を続ける可能性があり、税金の無駄遣いで将来世代に負担をかけるおそれがある」といったご意見がございました。

「イ 附属機関の設置について」は、「①附属機関の委員の選定方法が不明であり、特定の考えが押しつけられる懸念がある」といったご意見がございました。

「ウ 委任について」は、「①抽象的な条例であり、条例制定後どのような事業を行うのかが分からない。このため、施行に関し必要なことを市長だけで決められることに懸念がある」といったご意見がございました。

「(7) その他の意見」といたしまして、「ア 差別、罰則等について」では、「①差別や偏見があるという前提には疑問がある」、「②ヘイトスピーチ等の事例があることから、条例に差別やヘイトスピーチの禁止を明記し、罰則についても定めるなど、実効性のある条例にしてほしい」、「⑤本条例に罰則規定を設けることに反対」といったご意見がございました。

「イ 広報・意見聴取について」は、「①条例制定について市民への周知・広報が不十分である」、「③組織的なSNS上の書き込みがあるが、条例は地方公共団体が制定するものであり、札幌市民が選んだ市議が議論するのが筋である。組織的に圧力をかけることはパブリックコメント制度本来の目的から逸脱している」といったご意見をいただいております。

資料1についての説明は以上となります。

なお、本資料はあくまで暫定速報版となります。パブリックコメントにつきましては、引き続き、いただいたご意見等の整理を進めつつ、関係部局との調整により意見に対する市の考え方を整理し、これらを併記した最終形として取りまとめた上で、後日、公表する予定となっております。

続いて、資料2の「オープンハウスの開催結果について②」をご覧くださいと思います。

一度、8月にも条例の骨子案についてパネル展ということでオープンハウスを開催いたしました。前回の委員会ではその結果をお知らせしたところでございます。

このたび、先ほどのパブリックコメントの実施に合わせまして、11月に市内2会場、計4日間にわたりましてオープンハウスを開催いたしましたので、ご報告させていただきます。

まず、1のオープンハウスの概要でございます。

名称は、前回と同様、「共生社会の実現に向けた意見募集ブース」といたしました。

そして、大きく二つ、11月22日から24日まではアクセスサッポロのイベント内で、11月26日にはチ・カ・ホを会場といたしまして、それぞれ開催いたしました。合わせて596人、1日平均で約150名からご意見を頂戴したところでございます。

続きまして、2の開催に当たっての工夫となります。

前回同様、条例素案を分かりやすく紹介することを第一に意識いたしまして、パネルにつきましては可能な限り分かりやすい言葉への言い換えを図ったほか、イラストを多用し、子どもにも目を留めていただけるような内容といたしました。

なお、前は付箋を貼っていただくような形としていたのですが、今回は、意見を気軽に記入していただけるという点はそのままに、参加者の年代を把握できるようにした意見シートをパネル横に順次貼り付けていく形を取ったところでございます。

次に、3の主な参加者の声ということで、いただいたご意見を抜粋し、要旨をまとめましたので、幾つかご紹介させていただきます。なお、ここでは、アクセスサッポロの会場をA会場、チ・カ・ホ会場をB会場と表記しております。

まず、「(1)の条例素案全般に関する意見」ですが、A会場では、「①素晴らしい考え方なので、ぜひ共生できる社会を市民一人一人が考えていきたい」、「④誰もが共生は不可能(米国で混乱)」、「⑧条例の理念が浸透し、誰もが住みやすいまちになると思う」、「⑩条例を制定する必要性を感じず、何より弱者と言われる人たちと市民との分断を招くおそれもあるため、この条例には全く共感できず反対する」といったご意見がございました。

また、B会場では、例えば、「③時代的には共生社会の実現のために必要なことだと思う、自主的な態度を身につけたい」、「⑦札幌市に条例がないことに驚いた、この機会に実現してほしい」、「⑨誰もがつながり合うには無理がある、世界を見ても分かるように、移民は大きな問題、市民の口を封じるような条例には反対」、「⑩札幌市には素晴らしい市民憲章があり、重ねて制定する必要はない、日本人は昔から多様性の民族であり、新しい条例は必要ないと思う」といったご意見をいただいております。

続きまして、「(2)多様性を尊重したまちづくりに関する意見」でございます。

まず、A会場では、例えば、「①意見の尊重を大事に、人の違いを大切にする」、「⑨

いろいろな人が交流できる場があると理解が深まり、少し分かり合えると思う」、「⑫どこまでの個性と多様性を受け入れるのか、いかなる多様性も認めると社会は崩壊する」といったご意見がありました。

B会場では、例えば、「③当事者と市役所が話し合える場があれば相互理解ができると思う。自分の価値観だけで接すると相手が傷つく場合もある」、「⑤札幌市民に差別も偏見もない、既に札幌は多様性がある」といったご意見をいただいております。

続きまして、「(3) 包摂的なまちづくりに関する意見」です。

A会場では、例えば、「③誰もが生活しやすい環境を社会全体で考えていきたい」、「⑨誰もがつながり合えたら、孤立や孤独が減ると思う」といったご意見、それから、B会場では、「②障がいのある方への支援を尊重できる社会の実現に向けて、支え合う協力体制を強化し、住みやすいまちづくりを進めてほしい」、「③人には親切に優しくというが、世の中で一番大事なのは思いやりだと思う」といったご意見をいただいております。

続いて、「(4) 市(行政)・市民・事業者との協働に関する意見」でございます。

A会場では、例えば、「③自分に何ができるかを考えることが大事」、「⑩市民・事業者への努力義務はやめてほしい。全体主義ではないか」といったご意見、それから、B会場では、「②共生社会を市民・国民が正しく理解し、同じ方向を向いて取り組む必要がある。私も正しく理解を深めたい」、「③事業者や市民に努力義務を課すことは、いずれ強制につながるおそれがありやめてほしい」といったご意見をいただいております。

続いて、「(5) 未来につながる取組の推進に関する意見」でございます。

A会場では、例えば、「①障がいの有無を意識しない理解づくりが大切、子どもの頃から、まずは小さいときからの取組が重要」といったご意見、それから、B会場では、「①全ての子どもたちが笑顔で幸せを感じることでできる条例や制度がもっと整ってほしい」といったご意見をいただいております。

続きまして、「(6) 市の役割や基本的施策に関する意見」です。

A会場では、「①2050年には一人暮らしの老人が約50%になるとのことであり、見守りができる体制が必要」、「⑥外国籍の人々が増えることへの対策をしっかりと考えてほしい(移民等)」、「⑩アイヌ民族の文化を知ることができる施設を小金湯のほかに市内中心部にもつくってほしい」といったようなご意見をいただいております。

B会場では、例えば、「③今いる市民の人権が侵害されないようにしてほしい」、「⑤共生社会の実現のための取組について、事業者に対し、無理のないサポートをお願いしたい。マインドから育てていければよい」、「⑨地下鉄の駅やエレベーターをもっと使いやすくし、バリアフリーを進めてほしい」といったご意見をいただいております。

資料上は、このほか、4のパネルの内容ということで、実際に使用したパネルの内容を参考掲載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

資料2についてのご説明は以上になります。

続きまして、資料3の「関係附属機関等における主な意見について②」をご覧ください

たいと思います。

こちらは、前回の会議からこれまでの間に頂戴いたしました二つの附属機関でのご意見、それから、市内の中・高・大学生のご意見をまとめたものです。

これまでと同様にかいつまんでご説明させていただきます。

まず、「1 福祉のまちづくり推進会議（部会）」における意見でございます。

例えば、「①他の条例についての資料等を見ても内容が分かりづらいことが多いが、本条例については市民ワークショップを開催したり、パネル展でイラストを活用するなど、とても丁寧に分かりやすくしていただいたと思う。1点だけ、定義について包摂性という言葉が難しいと感じた」、「③小学生以上だけでなく、未就学児への働きかけも重要だと思う。美術に関する親子参加型のワークショップなどを行うことがあるが、親も含めた理解などに大変適していると思う。ぜひ未就学児への働きかけなども進めてほしい」、「⑤個別の取組は様々進められているが、横串を刺して連携していくことが重要。どうしても行政は縦割りになりがちだが、条例に記載しているような枠組みを活用し、事業間の整合性や効果検証についてしっかりと進めてほしい」といったご意見をいただいています。

次に、「2 子どもの権利委員会における意見」です。

例えば、「①条例素案の基本的施策の①（誰もが安全で安心な生活ができる多様性に配慮した施設等の整備）について、個人起点で考えると、安全、安心の順番ではなく、先に安心が来るべきだと思う」、「②基本理念②（誰もが、互いに理解し合い、支え合い、及び助け合うことで、社会から孤立することなく安心して生活できること）の設定理由の中の当事者が抱える生きづらさを社会全体で解決していくという表現に違和感がある。生きづらさは感情や考え方になるため、解決というよりも取り除くといった表現のほうがよいのでは」、「③生きづらさという点で、今の子どもたちが社会に出たとき、今のままでは生きづらい世の中なのかなと感じている。子どもの居場所づくりも大事だが、生きづらさとは何なのか、解決には何が必要なのかを皆で考えることができる機会があればよいと思う」といったご意見をいただいております。

以上が札幌市で設置している二つの関係附属機関における意見となります。

次のページをご覧ください。

「3 その他の意見」ということで、市内の中・高・大学生との意見交換でいただいたご意見を紹介させていただきます。

まずは、「（1）札幌西高校の生徒との意見交換における意見」です。

例えば、「②まだまだ市民の中には自治体等の施策ばかりを待ち、自分自身の意識を変えていない人が多いと感じているので、基本理念③（市、市民及び事業者が、それぞれの責務や役割を相互に認識し、連携・協働して取り組むこと）にすごく共感した」、「④今までの歴史においても必ず理念自体がずれて無意味な結果になっている例は多々あると思う。そのため、理念として振り返るべき「よりどころ」として形に残すことは必要。今は、この考え方が常識として、それこそ普遍的な当たり前ではないからこそ、この考えや思い

が当たり前になる日までこの条例は必要だと感じた。ぜひ制定してほしい」、「⑤条例に関して、含まれない人がいないことが従来のユニバーサルの考え方との違いだと感じた。これからの札幌にとって、とても重要なポイントだと思ったので、条例の理念から絶対に外さないでほしい」といったご意見がございました。

それから、「(2)札幌開成中等教育学校の生徒との意見交換における意見」です。

例えば、「②多様性と包摂性が強みとなる社会という視点はとてもよいと思った。ただ取り組むだけでなく、生かそうとすることがすごい。確かにそこまでいけると本当に共生できていると思う。実現に向けて頑張ってもらいたい。私も何かで参画してみたい」、「④性的マイノリティは高齢者や障がい者よりも共感や納得が難しい話題だと感じる。多様性を認めないという多様性もあるため、どのようにそこを埋めるのかが気になった。多様性イコール何でもオーケーではない」、「⑤多様性という言葉はもうほとんどの人が知っていると思うが、それらを包摂し、社会全体で捉えるという部分は目を向けたことのない人が多い気がする。包摂性と多様性の両立という目的をより積極的に発信していくことで、条例を見る人の意識も変わると思う」といったご意見があったところでございます。

最後に、「(3)札幌市立大学の学生との意見交換における意見」でございまして。

例えば、「①こういった条例を掲げることは大切だと思う。今の時代お互いを知らなすぎることが障壁を生み出しているのではないかと感じるので、交流する場や機会が設けられるとよいと思った。そもそも個人に余裕がないと共生していこうという気持ちにならない。条例をどのように広めるかも重要」、「③条例をつくることはとてもよい。しかし、より大切なのはこの条例を市民に知らせることだと思う。皆が知ることで条例の力を十分に発揮できると思うので、条例の内容をより多くの人に知ってもらうようにできるとよい」、「⑤孤立をつながる手段がない状態とし、つながりたいと思わない人に選択肢があるというのがとてもよいと思った。皆が互いを認めて、知って、つながる社会が理想であると考えがちだが、それを目指さない人もいることを考慮した上で、様々な視点からの共生を捉えていく必要があると感じた」といったご意見があったところでございます。

最後に、1点補足になりますけれども、資料1、2と同様に、本資料に掲載の意見は、それぞれ主なものを抜粋の上、事務局で要約し、掲載したものでございます。このうち、附属機関における質疑の全文につきましては、順次、札幌市の公式ホームページで掲載予定でございますので、ご承知おきいただければと思います。

資料3についてのご説明は以上となります。

続いて、資料4の「パブリックコメント資料(抜粋・修正版)」をご覧いただきたいと思っております。

こちらは、冒頭にご説明させていただいたとおり、前回の会議において委員の皆様からいただいたご意見を踏まえ、事務局で修正案を検討させていただき、その修正部分を先に実施したパブリックコメントの資料をベースに反映した資料となっております。

事前にお知らせのとおり、本検討委員会は本日が最終回の予定となっておりますけれども

も、条例につきましては、先ほどご紹介したパブリックコメント等のご意見や、本日の皆様のご意見、また、日程調整の関係上、本日以降に何うこととなった関係附属機関もごございますので、そういった様々なご意見を踏まえつつ、市役所内で改めて整理した上で、最終的な意思決定を図ってまいりたいと考えているところでございます。

では、ここからは、修正案の具体的な修正部分に絞ってご説明させていただきたいと思っております。

ページを4枚ほどおめくりいただくと、下にページ番号の表記が出てくると思いますが、そちらの4ページをご覧いただきたいと思っております。

下のほうに赤文字で修正案を見え消しで表記しております。

こちらは、前回、議論になりました「共感」という言葉の注釈につきまして、「同情」の部分を削除したほか、文言整理を行っております。こちらは、前回の会議の中で、「「共感」に関して「相手の心情に同情、同調する」と書いてあるが、「同情」という言葉をマイナスに捉えてしまう方がいるのではないか」というご意見を頂戴しましたので、そちらを踏まえた修正でございます。

続きまして、6ページをご覧いただきたいと思っております。

こちらは前文の修正案です。同じく、赤文字の見え消しで表記しておりますが、前回までの会議では、札幌の歴史を表現するこの部分につきまして、「「先進の英知」とは誰のことを指すのか」、「「様々な背景を有する先人たちがそれぞれの歴史と文化を育みながら」というような形ではどうか」、「「飛躍的に成長してきた」という表現は、一つの価値観に縛られた表現ではないか」、「「様々な背景を有する先人たちが集まり形づくってきたまちである」このことが示されるだけでいいのではないか」といったご意見をいただきました。

こうしたご意見を受けまして、こちらの修正案では、「北方圏の拠点都市として成長」というふうに、北海道の拠点都市としての都市機能やまちづくりの発展に着目した記載に変えているところでございます。

続きまして、8ページ目をご覧ください。

基本理念の(2)につきまして、同じく赤文字の見え消しで対応しています。

もともとは「互いにその違い等を理解し」と書いてありました部分を、「互いに理解し合い」という形に変更しております。

こちら前回の会議におきまして、「「違い」という表現があると、逆に、ことさら違いがあるというふうに言われているように感じてしまう」というご意見をいただきましたので、それを踏まえた修正でございます。

これに伴いまして、同じく10ページの基本的施策の⑤にも同じような記載がございましたので、同様の修正を行っております。

資料4については以上となります。

以上、大変長くなりましたけれども、これで条例に関する資料説明は終了となります。

市民の皆様からも多様なご意見をいただいております。これまで同様、条例の条文部分に限らず幅広くご意見を頂戴できますと幸いです。

どうぞよろしくお願いいたします。

○梶井座長 ありがとうございます。

ただいま、事務局から、これまで聴取した意見等をご紹介いただいたところでございます。

本当にたくさんの意見が寄せられていまして、市民の皆様、市外の方もいらっしゃいましたけれども、関心の高さがうかがわれるところでございました。

それでは、今のご説明につきまして、質問に限定して、ここがちょっと分からなかった等ありましたらお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○梶井座長 では、質問はないようですので、皆様との意見交換に入っていきたいと思えます。

まず、オンラインでご出席の山口委員から、いろいろとご意見を用意していただいたということでございますので、よろしくお願いいたします。

○山口委員 皆さん、こんばんは。山口です。

まず初めに、事務局の皆さん、いろいろな場所から意見を聞いてくださり、本当にありがとうございます。条例に対して肯定的な意見が多く寄せられ、とてもうれしく思っています。

一方で、否定的な意見の中には理解が難しいと感じるものもありました。その背景には、過去の経験や価値観があるのだと思います。そして、そうした意見を聞くことも大切だと感じています。

この場では、2点、お伝えしたいことをまとめました。

1点目は、過去の会議で私から第三者返答について紹介したときのことで。

結城委員は、「自分も気を遣っているようでとんちんかんなことをしていないか」と心配していただきました。結城委員、そして皆さん、このように共感を示してくださったこと、本当にありがとうございます。

私自身もアイヌの皆さんとの関わりの中で同じような気持ちを抱いています。和人として生まれた自分がアイヌの皆さんの歴史や文化にどれだけ敬意を払っているのか、自問することがあります。知らずにしている考え方や態度の中に見直す必要のあるものがあるかもしれないと感じています。そのためにも、今後も様々な立場の方とお会いし、お話を伺いたいと思っています。

次に、2点目についてお話しします。

パブリックコメントの中で外国人の受入れに対する懸念が多く寄せられたことを知り、私がシドニーで体験したことをお話ししたいと思いました。

シドニー滞在中、ふだん使っていたバスの路線はたくさんの移民の人たちが利用しており、バスの中は私が全く分からない言語でにぎわっていました。

私は、当時、盲導犬を連れていたのですが、ある日、1人の女性がそれを見て何か叫び出したのです。恐らく、犬をバスに乗せないでと言いたかったのだと思います。私は説明したかったのですが、彼女とは会話が成立しませんでした。

このような行き違いをほかにも経験しました。地元の人たちにこの話をすると、仕方ないと受け流し、移民の人たちと理解を深めることを諦めているようでした。私はそれがとても悲しかったです。

このような経験を通して、私は、移民の人たちと地元の人たちが対話を重ね、相互理解を深める努力を続けることが共生社会の実現には不可欠だと考えるようになりました。

札幌では、言葉や文化を超えてお互いが尊重し合える社会をつくりたいと心から願っています。

以上です。

○梶井座長 ありがとうございます。

ただいま、山口委員からは、ご経験も踏まえて、やはり、相互理解の難しさ、それから必要性というものをご提言いただいたかと思います。このパブリックコメントでは、真逆のご意見もありましたし、その意味では本当に多様性に富んだ、また、相互理解をどう進めていったらいいのかということ、そこを踏まえて山口委員もご意見くださったと思います。

それでは、引き続き皆様からも何かご意見があれば承りたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○道下委員 ここまでまとめていただき、ありがとうございます。

皆さんの意見をお聞きしまして、やはり、全員が納得する、全員がこれでオーケーというものは絶対に難しいなというふうに思っております。

ですから、市として今後どういう未来を描いているのかというビジョンだったり、こうなってほしい、こういう未来をみんながきちんと描けるようなものを示していくことが、難しいとは思いますが望ましいのだろうと思います。そういうものは、他人ごとではなく、みんなが自分ごととして捉えていけるようなものでないといけないと思うのです。だからどういうものかいいのかというのはすぐには浮かばないのですけれども、市としてこうなってほしいという明確なものを示していけば、皆さんが共感していただけるのではないかなと感じました。

もう一点は、資料3の2の②の「当事者が抱える生きづらさを社会全体で解決していく」という、この「解決」という言葉は、今まではそこまで引っかかっていなかったのですが、今回改めて聞いてみると、「解決」と言われると、やっぱり何か引っかかる部分があるなと感じたので、「解決」ではなく、「取り除く」だったり、「理解し合える」だったり、そういう文言のほうがいいのかなと感じました。

○梶井座長 解決ではなく、「取り除く」、もしくは「解消」にするかというところかと思えます。

解決というのはちょっと違うかなと私も感じたところで、そのところはもう少し検討させていただきたいと思えます。

また、未来のビジョンのことですけれども、若い人たちからは、この素案を読んで、こういう社会になるのか、という感想もあったので、柔軟に想像してくれているのだなど非常に希望が見えたような感じもいたしました。

ほかにございませんか。

○宮入委員 まず最初に、資料1から読んでいて、非常につらい気分になるような意見もたくさんありました。特に、山口委員からもありましたけれども、外国人に対する意見がたくさん寄せられています。その中には誤った見解もあります。例えば、「税金投入は日本人の子どもに使うべきだ」とありました。しかし、外国人も税金を払っているわけです。そのようなことがちゃんと伝わっていないですし、「外国人が来たから治安が悪化する」といった、偏見に基づいた正確ではない意見がたくさん出てきたということは、もっと伝えるべきことがありますし、この条例をつくること自体に大変意味があるのだと改めて思いました。

もう一つ言っておかなければいけないのは、「逆差別につながる」というような意見に対してです。そもそも「逆差別」というもの自体が存在しないということも強調したいと思えます。

この条例自体、今、道下委員がおっしゃったように、市民全体が合意して、「ああ、いいものができた」となるのは難しいとは思いますが、議論の出発点の一助として、差別の問題を含めて再認識してもらうきっかけとして、この条例があるということ、この条例のどこかに明記しても良いのではないかと私は感じました。

また、梶井座長からもあったのですけれども、未来に向かっていく子どもたちの意見はうれしいですね。こうした意見を私たちは尊重しなければいけないし、新たな未来が見えるという考え方を酌み取っていただける世代がいるということには力をもらえたと感じます。子どもたちに分かりやすい、子どもたちでも発信できるとか、そういう場をつくっていかなければいけないですし、分かりやすい条例にしていく重要性を再認識しました。

それから、「あっ」と思わされたのは、資料3の1ページの「2 子どもの権利委員会」の意見⑤にあるとおり、子どもも当事者として委員に入れてもよかったなと私も今更ながら思いました。

○梶井座長 多様な意見を集めたからこそ、「こういうところで誤解をされやすい」とか、「こういうところで正しい情報が伝わっていないのだ」ということもいろいろ分らせていただいたので、その点は本当に努力していかなくはいけないところと思えますし、分らせていただいたというところもよかったなと思えます。

ほかにございませんか。

○相内委員 今、お話が出たところに続けて、私なりの感想をお伝えしようと思います。

私も別に聖人君子ではないので、こういうところで不安を感じるという意見については、確かにそういう部分で不安を感じるのも分からなくはないなというところは多々あるのです。今、誤解という言葉が出ていましたが、これもまさに若い方が出してくださった意見で本当にありがたいなと思いつつ読んでいたのですけれども、「多様性イコール何でもオーケーということではない」という意見がありました。恐らく、多様性という意味をそういうふうに読まれた方がいるのであれば、不安を感じるのは当然だろうなと思っていました。

さらに、同じページにこれもまた学生さんからの意見で、「そもそも個人に余裕がないと共生していこうという気持ちにならない」と書いてあったのは、まさに精神保健に携わる身としてもすごく痛感するというか、そのとおりだなと思いました。この手の発信をするときに完璧に情報を伝えるというのは相当難しいことです。そういったときに、私も含めて余裕がなかなかつくりにくい中では、ネガティブなほうに受け取ってしまうように見えるという気持ちは僕もすごくよく分かるので、この意見を出していただいてすごくいいと思ったのです。今回の条例も含めて、個々人の余裕をつくっていく社会もひっくるめたのが共生社会なのだというようなお話にしていいのではないかなというふうに思いました。

また、これも意見を出していただいたからこそ、そうだよなというふうに思えたのですが、「強制されるものではないと思う」と書いていたのはそのとおりだと思います。強制されるものではなく、これもそのまま文言を借りただけですけれども、たしか、「マインドを育てていく必要がある」というふうに書いていただいていたと思うのですが、そこだと思ふのです。強制ではなく、もともとが強制させるような趣旨のものではないですけれども、マインドを育てていくということが先にあって、それによって、恐らく、自然に理解が広がっていくという、その力も強めていかないといけないと思います。

そういう意味では、先ほどの繰り返しになってしまいますけれども、個々人の余裕を広げていくような施策という意味では、それこそオール札幌市になると思うのですけれども、そういった視点はすごく大事になってくるなと思って、パブリックコメントを読ませていただいて大変勉強になりました。

○梶井座長 ありがとうございます。

ほかに皆様からご意見はございませんか。

○佐藤委員 意見というか、感じたことですが、私たち福祉に携わっている者として、「共生社会」というと、そんなに違和感なく、当然という意識でこの会議にも参加させていただいていましたが、このコメントを見ながら、こんなにいろいろな考え方があって、共生社会自体も理解されていないのだと愕然とした感じで、読んでいくにつれて、私たちが話し合っていた委員会って何だったのだろう、この条例をつくる意味はあるのだろうかと思いつつ読んでいただきました。

ただ、後のほうになると、割と肯定的な意見もあって、理解してくださっている方たち

もいるのだなと感じましたが、その意見の中に、制度・施策を入れるべきとか、罰則をつけるべきとか、そういったことが書かれていました。でも、この条例は理念的な部分や考え方を皆さんに理解していただくための条例で、まずはこの条例を理解して、その次に何をするかというその基本的なところをつくっているものなので、次の段階が札幌市としては求められているのかなと感じました。そこも見据えながらやっていかなければいけないと感じました。

○梶井座長

相内委員や佐藤委員、そして皆様も同じだと思うのですが、いろいろなご意見があったので、私はこれをもう一回読み直してみたのです。

共生社会というものにちょっと懸念を感じられる方の一つの考え方として、自分たちが一方向に巻き込まれて統合されてしまうのではないかという、まさに共生を強制されるのではないかという懸念を、ひょっとしたらお持ちなのかなと。そういう目で条例案をもう一回読み直してみると、結構強く、「一体的に」とか、「市民と行政と事業者が一体となって」とか、そういう立場で読むと、統合という風感じてしまいそうなニュアンスも出ている感じがしたのです。でも、私たちが目指しているのは統合ではなく、共存なのです。共に生きましようというところなので、ひょっとしたら、誤って統合というようなニュアンスが伝わってしまうような表現があるのであれば、それは私たちの本意ではないので、そこをもうちょっと読み直していただきたいとふと思ったわけです。

それで、資料4のパブリックコメント資料の6ページに札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例の素案が出ていますけれども、前文（案）の四つ目も少し戸惑う部分があります。

「ところが、」とここで逆説を入れるのはニュアンスが微妙に強すぎる感じもします。「ところが、」と入れなくてもここは表現できるなという感じがしています。ここはもうちょっとうまく、「近年における少子高齢化やグローバル化、価値観や生活様式の多様化の進展により、他者の個性や能力に対する理解はこれまで以上に必要になっています。多様性が尊重され、互いに支え合う包摂的なまちづくりが求められています」みたいな感じで、肯定文だけでいけるのかなと思います。そうすると、その前にある北方圏の拠点都市として成長してきたけれども、今はこういうことが時代変化の中で求められていますというふうにつながりもいいですし、「ところが、」という逆説を入れる必要もないのかなというふうに思いました。

そして、次の丸ですけれども、「私たちは、市、市民及び事業者が一体となって、社会のあらゆる場面において」というふうにあまり畳みかけなくてもいいかなと思いました。ここも、「私たちは、社会のあらゆる場面において、共生社会の実現に向けて取り組んでいく必要があります」ぐらいにしてもいいのかもしれないという感じがします。

だから、「一つの方向に統合しますよ」というような受け取り方をされてものすごく誤

解されているところもあると思います。そういう表現をもう一つ見つけたのですけれども、「異なる方向性にならないようにこうします」というような表現もどこかにあったのです。もう一回そういう視点で眺めてみると、そのほうが誤解を生じさせないという意味でも表現をちょっと変えてもらおうといいかなと思ったところもございました。

いかがでしょうか。

○結城委員 僕がこれを読んでいて、立場というか、アイヌだからこそ、ずきんずきんと刺さるところがいっぱいあったりして、皆さんもそれぞれ考え方が違うのだなと思いました。

でも、こういう意見を出したということは、今おっしゃったみたいに、この条例の中に何か心に障るような、恐怖や不安みたいなものを煽っている部分もあったりするのかなどもちょっと考えたり、例えば、資料1の条例素案全体に関する意見の中で、「⑤本条例は北海道開拓の歴史と文化を軽視しており、札幌のアイデンティティを損なうおそれがある」という意見があります。

今までの僕だったら、保守的な人なんだとか、アイヌのことが嫌いなんだろうなというふうに勝手なストーリーをつくってしまっていたのですけれども、この間、琴似神社の人に、屯田兵のお祭りでアイヌの講話をしてくれと言われて、最初はすごく恐怖心を抱いたのです。開拓とか屯田兵の歴史と、アイヌたちが置かれた歴史的な流れがありますが、面白いことにこの北海道の歴史というのはこれまで両方を一緒に語っていないのです。どちらかが、どちらかがとなってしまう。それで、今までだったら、アイヌを呼ぶこともなかったと思うのですけれども、琴似の商店街の若者たちは意識しないでぜひやってほしいというのです。

そのときに僕は初めて、自分も何か拒絶したり、そこに行ったらまずいとか、僕は父が社会運動家だったので、何となくそこにぼんと飛び込めない何かを持っていました。そして、屯田兵のことを僕は知らなかったのです。その後、こういう人たちが来てこういうことをやったのだということを理解したということもありました。

だから、先ほどおっしゃっていたように、未来というイメージが僕も少ないなと思っていて、今広がる横のものに対しての多様性はイメージしているけれども、過去や未来における多様性というイメージはちょっと少ないのかもしれないなというふうに感じました。未来においても多様性のある文化をみんなで守っていきましょうとか、みんなでそれを感じながら生きましようというイメージがあったほうがいいのかなどとも思ったりしました。

多様性というのは、今あることに対して僕も傷ついたりするけれども、人との出会いによって僕もイメージが変わるように、そういう部分がもう少しあったほうが、こうだと言われているよりも受け入れやすいのかもしれないですね。

○梶井座長 ありがとうございます。

では、池田委員、お願いします。

○池田委員 今の結城委員のご発言に大変共感を持ってお聞きしていたのですけれども、

前回の会議で私もそういうことを言いたかったというのが率直なところで、アイヌの伝統文化も尊重し、そして、和人の、例えば今ありました屯田兵の入植以降の伝統文化も尊重し、それが恐らく多様性を尊重していくということなのだろうと思いました。

それと、先ほど、一体化ということに対する不安と梶井座長もおっしゃいましたけれども、全体主義的なニュアンスを感じられて、そういう意見がパブリックコメントであったのかなと思います。

そうではなくて、先ほどもあったように多様性を大事にしていこうとする、むしろそういう意味の共生なのだということがもう少し伝わるように、あるいは、不安という言葉も出ましたけれども、全体主義への不安みたいなものが表れているのかなというふうに感じると、その不安を少しでも取り除いていく方向性は考えたほうがいいのかなどとも思いました。ですから、文言を少し柔らかくすることについては賛成です。

さらに、ここはちょっと細かなところですけども、資料4の4ページです。

下の共感の説明のところでは同情が見え消しで削除したということですが、(シンパシー)という文言が残っているのです。同調のみにして同情を削った場合には、シンパシーは要らないのかなと思います。

最後に、エンパシーという言葉も入れてありますけれども、シンパシーとエンパシーは基本的には違うわけですし、同調が残っているということは、少し広い意味での共感ということなのかなというふうに捉えると、このエンパシーも要らないのかなと思います。片仮名を取ってしまったほうが自然に入ってくるのかなと思いました。

○梶井座長 ありがとうございます。

では、高橋副座長、お願いします。

○高橋副座長 まず、この資料について、多様な方法で素案についてのご意見をいただいたということそのものに意味があったなと感じています。

今、ここで資料を改めて見て、そして議論をする中で、私たち自身にも、いただいたご意見から気づきが生まれているということ、今、私もまさに実感しています。これこそがこの条例の素案を考える上で大変重要なことで、素案づくりをきっかけに様々な意見との対話が生まれていて、私たちの中でも自分の中にあるいろいろなものに対する対話が起きているのだなと思います。ですから、まず、素案づくり、そして素案をきっかけとした様々な議論が起こっている、対話が起きているということを私たちは評価していいのではないかと思います。

それから、これはちょっと細かい点ですけども、資料4の6ページです。「北方圏の拠点都市として」というふうに見え消しで修正が入っているところですが、私はこれは非常にいいのではないかと思います。

というのは、世界の中での札幌の姿が見えてくるような、浮かび上がってくるような文章で、つまり、国内にいる自分とは違う視点で見ているような、もうちょっと広い視野で見ているような形になっていて、非常に広がりがあるよいいのではないかと思います。

○梶井座長 ありがとうございます。

「北方圏の拠点都市」というのは、よく思いついてくださったなと私も思いました。少し煮詰まっていたから、ここで視野がぱっと広がったような感じがいたしました。

ほかにいかがでしょうか。

○加藤委員 前回の委員会は欠席して申し訳ございませんでした。

私からは、全く内容に関するものではなく、形式的な、技術的な点について発言したいと思います。条例素案の「4 他の条例等との関係性」という条文がありますけれども、そもそも「関係性」の整理に関する規定が必要なのか、また、「関係性」という語について、最近はこういう言葉を使うのが流行りかと思いますが、ご説明のイメージ図のところも「関係」ということで（「性」はついてない）、こちらのほうが私にはしっくりくるかなと思います。

また、こちらの文言ですが、「既存の条例、規則等の制定改廃等に当たっては」となっています。これは、整合しない部分については常に制定改廃を進めていくというわけではないと思いますし、日常的に適用するに当たって、これからつくる条例と整合的に解釈して実際に適用していくわけですね。

ですから、制定改廃の後に等とついているとはいえ、むしろ、現実に具体的な事案に適用するに当たって、これからつくりたいものとしていくものと整合的に解釈して適用するということですので、制定改廃等に当たってはというところは変えたほうがいいと思います。

それから、同じく文言で、「この条例に定める事項との整合を図らなければならない」とありますけれども、「に定める事項」というのは必要でしょうか。この条例と整合的に他の条例などを解釈、適用するということだと思います。

それから、先ほど座長からもご指摘があったように、前文の「ところが、」というのが強過ぎるとするのは私も同感なのですが、だからといって、「ところが、」を抜かしてしまうと文の流れがちょっと悪くなるのかなと。ですから、全くなくすのではなく、「一方において」とか何か入れないと、文章のつながりがおかしくなるのではないかという気がしました。

○梶井座長 条例ですので、法令的な文言の使い方というものもあるかと思いますので、委員の知見もいただきながら、さらに整理させていただければと思います。ありがとうございました。

ほかにございませんか。

○池田委員 今の規則等の制定改廃等ですけれども、この条例自体の見直しの可能性はあると考えてよろしいのでしょうか。

○梶井座長 理念法というふうにならているので、そのところはどのようなのでしょうか。時代が変化して、数十年後にこんな古臭い法律をつくっていたのだとか、数十年後の共生社会やユニバーサル社会というのはまた別の状況になっているとか、いろいろな可能性はあると思うのですが、事務局としてはどのようにお考えですか。

○事務局（松原推進担当課長） 今、座長からもおっしゃっていただいたとおり、理念条例でありますので、今お話しいただいたような、いろいろな対話ということのよりどころになるものなのかなと思っていますので、すぐに変えるとか、そういう性質のものではないのかなと思っています。

ただし、長期的に見れば、当然、社会情勢も変わってくると思いますので、内容を再検討する必要は出てくると思います。それはほかの条例と同じだと思います。

○梶井座長 池田委員、いかがですか。

○池田委員 この条例が最善のものであるという保証はなかなかできないと思いますので、どこかで齟齬が出てきたときには見直しがあるというか、例えば、そういう可能性があることを理解してもらうこと自体も安心感につながると思いましたので、ちょっと確認をさせていただきました。

○梶井座長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

○宮入委員 皆さんの意見を聞いて、確かに、多様な意見を導き出すことで、条例自体の見直しにもつながるようなというのは分かるのですけれども、一方では、パブリックコメントの意見を受けて、このまま「ありがとうございました」で済ますことができないものもあるように思いました。検討委員会としての見解を示すべきところもあるかと思えます。

子どもたちも含めて、全市民がこの意見を全てそのまま見ることになると思うのですけれども、例えば、よく見かける「差別ではなく、区別である」という見解も、区別だったら許されるということはないという点も、委員会として最低限示すべき見解のように思われます。先述のとおり、「逆差別」についても同様です。こういった見解に対する委員会の見解が全くないまま終わってしまっているのか疑問です。

私はこの場に出ていて、心ない言葉で傷ついたり、苦労してきた、いろいろな立場の人たちがいる事を知りました。そういった見解を経た中で、今回のパブリックコメントに対して、そのまま「ありがとうございました」と終えることはできないように思います。差別や誤解を生む言葉に対する見解がなくていいのか、一応、検討委員会は今日で最後ですし、皆さんのご意見をいただく必要があると思った次第です。

○梶井座長 ありがとうございます。

私たちは、信念を持ってこの条例の制定に向かってきたわけです。その意味で、多様な意見があるということも踏まえつつ、ここだけは譲れない、こういうことを言いたかったんだという見解、そののところをしっかりと確認しておく必要があるのではないかとという宮入委員のご意見だったと思いますけれども、いかがでしょうか。

私たちも、ここまでの文言に関しては、何回も何回も検討を重ねた結果、自信を持ってここに至っているということは確かだと思います。

ただ一方で、誤解を生じさせるような、この流れで統合されるのは嫌だというような、

そういう誤解を生じさせるものについては統合ではないんだよという違う表現にしていく工夫があってもいいのではないかと思ったところでございます。でも、基本的にこの条例案に書かれていることは、私たちの切なる未来への願いだと思っております。

○結城委員 40代から60代が全体の7割と言っていましたね。

元気がよくて強い意見を言うてくださる方々も大事ですけども、救われたのは子どもたちの意見というか、青年たちが、これがあったほうがいとすごくしっかりと言うてくれたので、その方々を会わせたいぐらいですよ。会って対話してほしいぐらいです。

そして、中高年の私たちに不安があったりするのでも理解できるし、まさしく本当に多様性だなどと思います。でも、子どもたちが求めているということが、今、僕らが一生懸命やっていることの意味のような気がします。

○梶井座長 この会議の最初のほうで、子どもたちの未来社会のためにという合意もあったかと思います。そして、人生経験の長い人間のほうが恐れを抱きやすいということもあったのかもしれませんが。その意味では、子どもたち、それから学生の意見にも本当にいろいろ考えさせられるところがあったと思います。

ほかにございませんか。

○佐藤委員 私もこれを読んだときに、札幌市はこんなにたくさんの意見にどうやって答えるのだろうと他人事のように最初は読んでいました。読んでいて、意見をくださった方たちの意見を気にしながらこの条例を進めていかなければいけないとか、それが分かっただけでも、広めるに当たって注意しなければいけないことが見えたのかなと思っています。宮入委員も誤解を解かなければいけないとおっしゃっていましたが、その誤解が分かったので、解くべきことが見え、よかったと思います。

でも、意見をもらったら、何かしら返さなければいけない、市は何かしら返さなければいけないのだろうと思いました。そうしないと、多分、書いた方が「俺の言ったことは全く無視か」みたいに共生に対して反発的に思ってしまうかと思うので、何かしら返したほうがいいかなと思います。

いただいた意見を参考に今後進めていきますとか、一つ一つに返すことはできないので、多くをまとめてにしか返せないのかなと思ったりしました。その方たちのおっしゃっていることを、少しずつ、いろいろな場面、場面で誤解を解けるような説明をしていくとか、少しはこの条例の中に取り入れていくとかかなと思いました。

○梶井座長 パブリックコメントに関しては、札幌市がこれから全力を尽くして答えていくということだったと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局（松原推進担当課長） パブリックコメントの制度の取扱いとして、同じような意見は、ある程度、整理はするのでですけども、意見に対しては市としての考え方を答えるということを行います。

こちらを条例という形で議会に提案するスケジュールで今まで進めているのですけれども、仮にそうなったときには、もちろんそれに合わせて考え方も出しますし、それは意見

をいただいた我々の責任だと思っています。

ただ、制度上も我々の考え方としても市役所内の我々部局だけでは答えられないところもあるので、そこは連携しながら答えていく形にはなります。確認なのですが、今いただいているご意見は、こうした市の考え方とは別に委員の皆様としての考え方を示してはどうかというようなお話だったかと思うのですが、いわゆる附帯意見みたいなものを出すといったようなイメージをお持ちなのでしょうか。

○梶井座長 宮入委員、いかがですか。

○宮入委員 必ず附帯意見をつけなければいけないとまでは考えていなかったのですが、市職員の方々だけに考えてもらうよりは、検討委員会の見解として出すべきところは出したほうがいいのかと思った次第です。

多様な意見があって当たり前ですし、気づかされたこともたくさんあるということはおっしゃられるとおりですけれども、先ほども言ったように、差別はダメで区別はいいのかみたいな、そういう最低限のところについて、全く委員の見解を示さないままでいいのかという点が疑問でした。もちろん委員の中でも見解が分かれると思いますので、まとめることは簡単ではないと思いますけれども、一部でも座長のほうでまとめていただけたらと思った次第です。

○梶井座長 相内委員、お願いします。

○相内委員 宮入委員が問題提起をしていただいたことを聞いて、まず最初に、そうだなと思いました。そうだなと思って、ただ、その後、これは福祉の仕事に携わっている僕の自動思考でしょうけれども、この字面を出していただいたものに対して答えを出すには、どういう部分でそう思ったのか、どういうニュアンスでそういうことを書かれたのかがはっきりと分からないままに答えを出しても、多分、延々とずれていくと思うのです。

それよりは、一旦、こういった感じの問題提起をしてもらって、こういうところに不安を感じるというような意見も集まって、恐らく、これから対話の場を増やしていくというのがこの条例の趣旨ですよ。だから、不安や疑問を出していただいた方の言っていることはこれでしょうと現時点ではなかなか決められないなというふうに思ったのです。

福祉は「それはどうしてそう思ったのか」ということを考えるのが仕事なので、それはこの字面でのやり取りだけではちょっと難しいなと思ったのと同時に、これから始まるのだろうなと、この条例も含めた施策自体に期待したいと思いました。気持ちはとても分かりました。最初はそうだよなと強く思ったのですが、今のこのやり取りのシステムの中では難しいかなと思ったところです。

僕自身、福祉に関わりながら、バックボーンに行政的な文章に慣れている性質もあったので、ものすごく勉強になったなと思ったのが、この文言だと全体主義的なものを進めているように見るとか、画一化しようとしているように見えてしまうよと言われて、はっとしたのです。なぜかという、僕は一切そういうニュアンスを感じなくて、むしろ、よく使う文言だよなと思っていて、多分、事務局には一切悪気はないと思うのです。そうい

った意味は込めないで書いてくださっていたのだと思います。

ただ、僕個人の感覚で言うのも恐縮ですけれども、頭固めの私でも、そういうふうに見えるよと言われた後にこれを見たところ、本当だといろいろなところが気になるようになったのです。感覚ってたった5秒で変わるのだと思いました。

こんなふうに、きっと、この施策を進めていく上でいろいろな方に得てもらう気づきになっていくのかなと思ったので、だからこそ、今後、これはどういう意味で言ったのですかとか、どういうニュアンスが背景にあって、この行間にはどういう言葉が入っているのですかというのを進めていくことが大事なのかなと思った次第です。

○梶井座長 ありがとうございます。

パブリックコメントへの回答については、字面だけではなかなか尽くせないところもありますので、今おっしゃっていただいたように、やはり、熟議の場を粘り強く持つていただくことでまずは相互理解を図っていただくことが一点かと思います。

でも、パブリックコメントの回答というのは木で鼻をくくったような回答も意外と多いので、その辺はなるべく工夫していただいて、どうしても必要なところがあれば、検討委員会としてはこういうふう考えたところですよと言っていただいてもいいのかなと思います。まさに宮入委員がおっしゃったように、検討委員会としてということですね。その辺もちょっと預けていただいて検討させていただきたいと思います。

それでは、次の資料の説明に移っていきたいと思います。

次第（3）の資料説明・意見②ということで、資料5についてご説明いただけますでしょうか。

○事務局（松原推進担当課長） それでは、資料5「ユニバーサル関係施策・事業の進捗状況（2023年度実績）」をご覧くださいと思います。

まず、資料左側の「①ユニバーサル推進体系について」になります。

こちらは、委員の皆様におきましては既にご存じの部分もあろうかと思いますが、改めてご説明させていただきます。

ユニバーサル関係施策につきましては、障がいや性別、高齢者、子ども、国籍（多文化共生）、民族等の多岐のテーマにわたっておりまして、各分野の課題は複雑かつ高度化している現状にあります。

そこで、札幌市では、第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンの終期を見据えつつ、同ビジョンの戦略編に定める「ユニバーサル（共生）プロジェクト」に掲げる施策を早期かつ確実に遂行していくために、委員の皆様にもご意見をいただきながら、本年6月に「ユニバーサル展開プログラム」という事業集を策定したところでございます。

このプログラムにおきましては、関係施策の展開方針に、「ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた施策の推進」、「市民・事業者との協働による施策展開」、「施策間の連携の促進」などを位置づけまして、市役所内全庁を挙げて取組を進めていくことを明記

しております。

今後は、このプログラムに基づく施策・事業の進捗管理を適切に行いつつ、取組のスパイラルアップを図っていきたいと考えております。

続いて、資料右側の「②成果指標の状況について」でございます。

ここからは、ユニバーサル関係施策事業の2023年度、昨年度実績のご報告になります。

まず、成果指標についてであります。ユニバーサル関係施策につきましては、個々の分野の事業・施策の目標を設定した上で、その中でも代表的な指標ということで2点、「①のまちのバリアフリー化が進んでいると感じる市民の割合」というハード面の指標、それから、「②高齢者・障がいのある方等の立場を理解し行動ができている人の割合」というソフト面の指標を掲げているところでございます。

2023年度実績を踏まえました評価を資料下段に記載しておりますけれども、まず、①の成果指標につきましては、2023年度の目標値57.1%を現状では53.5%ということで下回っていることから、今後は、市有建築物や道路、公園等のバリアフリー化といった取組を着実に進めていくほか、バリアフリー情報の発信についても強化していきたいと考えております。

②につきましては、前年度から上昇しているものの、2023年度の目標値40.7%を0.7%下回っているところでございます。心のバリアフリーの普及促進に力を入れていくなど、既存の取組の工夫及び新たな取組の実施により、さらなる向上を目指していきたいと考えております。

裏面に移っていただきまして、「③ユニバーサル関係施策・事業の進捗状況について」であります。

こちらは、ユニバーサル展開プログラムに掲載しております234事業（再掲を含む）につきまして、2023年度実績を集計したものとなっております。

まず、評価の部分をご覧ください。

234事業のうち、3事業、1.3%が事業目標を既に達成しております。2027年度までに達成見込みの事業を合わせますと、233事業、99.5%が事業目標を達成見込みということで順調に推移している状況でございます。

なお、達成困難な事業が一つございますけれども、こちらは二つ目のポチに記載があります学校施設長寿命化改修事業でございます。入札不調で工事をする業者が決まらなかったことから、一部の小・中学校につきまして工事着手を見送らざるを得ない状況になり、事業計画や工事手法の見直しを検討することとしたものでございます。

なお、本資料につきましては、先週12月9日に開催されました市役所内部の推進体制でありますユニバーサル推進本部での報告資料として用いた資料となっております。

9日の会議におきましては、関係施策・事業の進捗は概ね順調とする我々からの報告に対しまして、本部長である市長から、「関係施策・事業を計画的に推進していくことは当

然ながら、成果指標が目標値を下回っている現状を踏まえ、多様な声に耳を傾けつつ、継続的な事業改善、スパイラルアップを図るように」という指示があったところでございます。

今後も、ユニバーサル展開プログラムの展開方針を踏まえながら、各局連携の下、施策の改善、スパイラルアップを図っていきたいと思います。

なお、参考資料といたしまして展開プログラムの概要版を添付しております。皆様からは、展開プログラム策定の際も多くのご意見をいただきました。こちらにつきましては、まだ策定初年度ということもありまして、それぞれの具体的な事業の中身はこれからというところですが、ご意見を頂戴できればと思います。

○梶井座長 ありがとうございます。

ただいま、ユニバーサル展開プログラムの進捗状況についてご報告いただいたところでございます。

この点について、皆様からご意見はありますでしょうか。

オンラインでご出席の山口委員、何かございませんか。

○山口委員 では、お話しいたします。

今、お話を聞いていて感じたのですが、表の確認ができないのですが、たしか、生きやすいと感じている障がい者の割合が極めて低いことが今回の資料を見てもちょっと気になったのです。

その一方で、ユニバーサルを促進することは必要ないのではないかという意見がパブリックコメントであったと思うのです。ですから、この数字をたくさんの人に知っていただくこと、それから、私個人としては、どのようなことで生きづらさを感じているのかということも知りたいと思ったのです。

これは障がい者に限らず、生きづらさを抱えている全ての人たちに言えることではありますが、このような具体的なお話をしていくことで分かっていたことができのかもしれないと感じて、やはり、対話の大切さということも感じました。趣旨に合っているお話かどうか、分からないのですがお伝えいたします。

もう一点、最初のほうでお話ししていなかったことがあったのですが、「違い」という言葉を取り除いたことに関して、これは浅香委員のご指摘から取り除いてくださったと思うのですが、私自身、人に違うと思われることに慣れてしまっていたのですが、改善によって本文がより読みやすくなったと感じました。

ですから、表現を変更してくださったことに対してお礼を言わせてください。ありがとうございました。

○梶井座長 ありがとうございます。

進捗状況について、ほかに皆様からご意見はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○梶井座長 今、山口委員からもございましたけれども、234事業のうち、99.5%が

達成見込みで、その意味では順調ですけれども、一方で、主観的な市民の気持ち、バリアフリーが進んでいるのかとか、障がいのある方や多様な方々に対する理解が進んでいるのか、その辺は、到底、98%にはならないわけで、事業が達成していても、主観的な部分の満足度がそれに見合っていないというところは我々もちょっと意識しておかなくはないのかなと思っています。どうやったら主観的な満足感が上がるのかというところもこれからの課題かなと感じたところでございます。

宮入委員、どうぞ。

○宮入委員 今のところで言いますと、今回のプロジェクトの3本柱のうちの②の情報発信や支援というのが、どちらかという表記とかこういうサービスがありますよという内容になっているのですけれども、相互理解というか、今日も出ていたように、いろいろな人たちの理解を深めていくための内容的な情報発信などの達成状況は、どのように見ていくのかが気になりました。また、先ほど山口委員がおっしゃられていたように、相互理解が不十分な状況で、安心できていない人がいる状況で、そうしたことの情報発信を行う柱というのはどれなのか教えてください。

○梶井座長 これは定量的な感じですが、そういう分け方が正しいかどうか分かりませんが、定性的な指標をどこが責任を持って上げていくかというところだと思います。いかがでしょうか。

○事務局（松原推進担当課長） 市民の感じ方というような数字をどう上げていくかというご質問だと思うのですが、今も委員からお話がありましたように、3本柱の中の②の情報発信の充実というところと③の心のバリアフリーというところも合わせたものが大事なのかなと思っています。

先ほどの条例も踏まえた意見交換等の中でも、市民の皆さんからは対話を進める機会が非常に重要だというお話をいただいております。これまでの施策の展開の中では、分野別に分かれたような取組はあったのですけれども、まさにこの委員会だったり、今年6月にやったワークショップだったりも、様々な立場の方にご参加いただいた取組になっております。

そういった分野をまたいだ取組というのは、我々ユニバーサル推進室でやっていかなければいけないですし、施策間の連携の促進ということがユニバーサル展開プログラムの展開方針の一つに掲げられております。そういう意味では、それぞれの施策間でも連携できるようなことがあるのかなと思っています。例えば、障がいのある方への対応であっても、年齢という切り口であったり、ご家族という関係であったり、いろいろな切り口はあると思いますので、そういったところを進めながらやっていきたいと思っておりますし、そういったところがスパイラルアップすべき内容になってくるのかなと思っています。

具体的な事業はそれぞれの部局でやりながら、こういったところで連携をしながら進めていくということでご理解いただければと思います。

○宮入委員 ありがとうございます。まさにそういった部分を問題提起したいと考えた次

第です。

事業数や達成見込みといった基準でのみ考えると、どうしても連携などの取組が見えづらくなるように感じます。今回の条例制定に向けた動きの中でも、事務局であるユニバーサル推進室の皆さんのほうで、新たな対話の場づくりや、情報発信として重要な取組もしていただいています。これらの中には一般には事業成果として伝わりにくい取組もあったと思われまます。だから、事業目標などには、場合によっては評価のところではそれ以外の指標があってもいいのかなと思いました。連携することで、こういったことができた、場合によっては3本柱の②と③に絡み合うような成果もあると思います。今後も柔軟に評価していただければと思いますし、そういう工夫が必要かと思われまます。

○梶井座長 横串が見えるような形で、ぜひそういう指標を示していただきたいと思います。

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

○道下委員 私の理解が不足していたら申し訳ないのですが、バリアフリーの評価というのはここがクリアされているという部分が目に見えて分かるではないですか。ただ、心のバリアフリーも、達成目標としては達成される見込みになっているのですが、そのこの辺りはどのようにしたら達成したという判断になるのかなとちょっと疑問に思ったのです。

例えば、学校において子どもの多様性を尊重した取組をしたことによって、それがクリアというふうになってしまうのは本末転倒で、理解が本当に深まっているのか、やって終わりではもったいないのではないかなという気がしたのです。どこまでどういうふうになったらこれをクリアできたという評価なのか、それとも、心のバリアフリーを必要としている方たちに実際にどう変わったのかをヒアリングするのか、そういう具体的な何かが見えてこなかったのです。

理解することが心のバリアフリーには大切だと思うので、この条例とまさに一緒に連動して進めていく必要があるのだらうと思ったのですけれども、どのように評価していくのかということだけお聞かせいただければと思います。

○事務局（松原推進担当課長） 見ていただいている資料5の③は、事業集というところもあって、それぞれの事業における進捗、それぞれの評価指標となる数字がございます。その中で、達成している、していないだったり、達成見込みということで判断しているのですけれども、まさに今おっしゃっていただいたように、それぞれの事業をすることで進んでいくであろう割合、例えば、心のバリアフリーの理解度というのは我々ユニバーサル推進室がやっているユニバーサル推進事業の事業目標にしています。全体に絡むような当該達成目標については、数人でやっている我々ユニバーサル推進室の取組だけでそこが達成できるとは思ってなくて、全部の取組の中のアウトプットがこういったところに出てくるのかなと思っています。そういう意味では、2段階というか、二重の形で設定しているというふうにご理解いただければと思います。

○梶井座長 ほかに、進捗状況、成果指標のところではいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○梶井座長 全体を通してここだけというのはところが皆様からありましたら承りたいと思います。いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○梶井座長 それでは、意見交換はこれで終わらせていただきたいと思います。

本日の内容につきまして、事務局から何かコメントがあればお願いいたします。

○山内ユニバーサル推進室長 皆様、本日も専門的な見地からいろいろとご議論いただきまして、ありがとうございます。

本日をもちまして、このユニバーサル推進検討委員会で予定していた会議は全て終了となります。昨年11月に第1回目を開催してから本日まで長きにわたりご出席いただき、また、ご意見をいただき、非常に感謝しております。

また、去る5月には、残念ながら、牧野委員がご逝去されましたが、その牧野委員の思いもしっかり受け止めて、今日、この場にたどり着いているのではないかなと私は思っています。

今後でございますけれども、この検討委員会は、共生社会の実現に向けた理念条例の制定、それから、ユニバーサル関係施策の方向性についていろいろご意見を出していただいた場ということで、今後の我々の施策立案の参考にさせていただきたいと思います。

共生社会という非常に難しいテーマを今回は扱わせていただいたのですけれども、「共生」、「共に生きる」という言葉とか、「共感」とか、「つながる」、「つながり合う」、そういう言葉一つ一つについても、ここにいる十数名の委員の中でもそれぞれ捉え方が違う部分があって、いろいろな意見が出るということですので、市民の皆さんにこの短い期間でこうやって意見を頂戴すると、当然、こういったいろいろな見方が出るのかなと、そのことを改めて気づかされたところでございます。

そして、今日も皆さんからご意見をいただきましたが、やはり、これを発射台にして継続的に市民の皆さんと意見交換や対話を重ねることで、理念が少しずつ共有できるかなということを、今日、この場でしっかり共有できたのかなと思っています。

条例案に関しては、これから我々事務局のほうで、札幌市の考え方を付しながら、パブリックコメントの結果として市民の皆さんにお開きし、その上で、条例案としてどういうふうにまとめるか、あるいは、我々事務局としては早い機会にこれを条例案として議会に提案していきたいと考えておりますが、その部分の意思決定も含めて、今後、庁内で整理していきたいと思っています。

委員の皆様にも、例えば、パブリックコメントの考え方の部分など、適宜、情報共有させていただきながら今後も進めていきたいと思っておりますので、引き続き、ご協力のほどをよろしく申し上げます。

改めてではございますが、長い期間、ありがとうございました。

○梶井座長 ありがとうございます。

では、高橋副座長からも一言いただければと思います。

○高橋副座長 皆様、お疲れさまでございました。

今は、残念ながら、世界の様々なところで分断が起こっています。この委員会は、札幌というまちから世界に対して何を行っていけるのだろうかということを考える委員会でもあったのではないかと考えています。

その中で、今日、資料3でお示しいただいた中高生、そして大学生からの意見は、今までの議論の中でも出ていましたけれども、こうやって広い視野で、しかも、深く、非常に難しい事柄を考えることができる次世代がいるということがうれしくて、また、誇りを感じました。私たちは、こういった次世代のサポーターでありたいと思いますし、また、一緒に、共に、協働していく仲間としてしっかりやっていかなければいけないなと思いました。

ここで様々な議論をさせていただきましたことを委員の皆様にも改めて感謝申し上げます。

そして、事務局、札幌市役所の皆様方も、本当にいろいろな資料集め、そしてご検討をされたのだと思います。改めて、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

○梶井座長 ありがとうございます。

事務局のほうも本当に大変なご苦労があったかと思いますが、あらためて御礼申し上げたいと思います。

私からも一言、皆様に感謝の言葉を伝えさせていただきたいと思います。

この会議は、毎回、本当に気づきの多い会議でございまして、毎回、目からうろこが落ちて、うろこがなくなるぐらいの感じでした。お互いに意見を交わし合っただけで気づき合う、そういう会議体が民主主義を守る、まさにそのモデルになった会議ではないかというふう感じたところからでございます。私たちはこの条例を推進していくのだという自負を持てる、そのような会議だったということをもっと皆さんと共有していきたいと思っております。

毎回、それぞれのお立場で真剣かつ率直にご意見をいただきまして、そのことにまずは心から感謝申し上げたいと思います。ありがとうございました。

今日もお話にありましたように、多様性を尊重する、多様な意見を聞くということは、もちろん共生社会を懸念する意見も冷静に聞くということで、様々な声があるというところに私たちはもう一度立ち返ったのだと思います。

そして、こういう時代ですから、共存するための、共に生きるための、理知的な、理性的な枠組みを私たちは求めていかななくてはいけないと思っていますし、この条例がそのよりどころとなることを信じていきたいと思っております。それによって、寛容性のある社会を取り戻したいと私は願うところでございます。

また、些末なことを申し上げるようではございますけれども、共生社会という概念は難しいところもあるかもしれません。たとえば、略称は「共に生きるまちづくり条例」みたいな、共に生きるぐらいでいいのかなと思いますし、子どもたちにも分かるように、そういう略称も

考えていただきたいと思っていたところでございます。

皆様には心からの感謝を申し述べて、そして、この条例の成長をこれからも見守っていきたいというふうに思っています。

本当にどうもありがとうございました。

3. 閉 会

○梶井座長 以上で、この会議を閉じさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

以 上